



弁護士増は訴訟増をもたらすか:司法統計からの検証 (特集 地域社会の法社会学)

馬場, 健一

(Citation)

法社会学, 74:163-190

(Issue Date)

2011-03

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90001904>



弁護士増は訴訟増をもたらすか

——司法統計からの検証——

馬 場 健 一

キーワード：弁護士人口，訴訟利用，司法統計，弁護士代理，司法制度改革

〈要 旨〉

本稿は、日本の弁護士の人口増が、民事訴訟や民事調停の増加につながってきたかどうかを、司法統計を利用して実証的に検証したものである。対象期間と分析単位は、1950年代から現在に至るまでの長期間にわたる増加につき全国単位で検討したものと、司法制度改革によって急激な増加を見ているこの10年あまりを地域レベルで検討したものとの2つからなる。両者の分析結果はよく一致し、①弁護士増は、訴訟手続における弁護士代理の増加につながり、②訴訟事件数を押し上げる要因の1つとなりうる。③訴訟代理数や訴訟事件の増加は、弁護士増以外の社会的・経済的・制度的諸要因にも規定されている。④調停手続の代理増や事件増にはつながるとはいえない。⑤弁護士業務は現状では飽和しているとはいいがたい、といった知見が得られた。以上からの政策的示唆として、弁護士人口を増やしながら、同時に訴訟利用や裁判所利用を妨げる他の要因についても改善措置を取り、司法制度の利用の活性化につながる好循環を作り出すべきことが導かれる。

I 問 題 設 定

司法制度改革の一環として、このところ急速に弁護士人口が増加している。2010年11月1日現在の日本の弁護士数は28883人¹⁾。10年前の2000年から11000人増、また20年前、1990年の2倍強である。国民人口10万人あたりの弁護士数（以下弁護士率とする）で見ても同様であり、1990年、9.9人、2000年の11.4人に対して、2010年は22.7人であり、戦後の最低値が1955年頃の6.7人であったことから考えても、この10年程は、漸増から急増への転轍、助走から離陸へともいうべき大きな変化の時期にある²⁾。

今後の法曹養成をめぐる議論の行方いかんにかかわらず、今後当分の間この増加の

勢いは止まらない。司法制度改革審議会意見書が当初想定した、毎年の司法試験合格者3000人の達成は厳しい情勢ではある。とはいえ他方で2000人を切るような絞り込みも、ここ数年にわたりすでに新旧両司法試験合わせて2000人を超える合格者を出してきた実績と、4000人台後半という全国の法科大学院の現在の入学定員を前提とすれば、困難を極めよう。仮に突如合格者を1500人に減らしたとしてもなお、弁護士数は毎年1000人弱ずつ増え続け、この傾向はこの先20年程にわたって続くと予想される。これを弁護士率で見ると、現在の倍の45.4人を超えるのは、合格者3000人であれば11年後（2022年）であるが、合格者2500人でも13年後（2024年）、同2000人で17年後（2028年）、同1500人ですら23年後（2034年）であり、最大でも10年そこそこの遅れにしかない³⁾。ともかくも弁護士は増え続けるのである。

このような人口増は、弁護士は足らず、潜在的需要は高いはずだとの考えのもと、他の先進国に比べて少なかった日本の弁護士を増やすことで、その大都市集中状況を改善し全国に配置するとともに、これまで弁護士の職務の対象とされてこなかった、非紛争領域を含む各種領域や事案にまで広くその手をさしのべ、よってこれまで十分に活用されてこなかった裁判所その他法的機関や法的紛争処理の利用を活性化し、法の支配を社会に浸透させ、透明性の高い合理的な社会運営を実現することを目的とするものとされている。

他方ここ数年の急激な弁護士人口増は、新人弁護士の就職難や収入減をもたらすなど、混乱も引き起こしていると報じられている。いわゆる「ノキ弁」「即独」など雇用形態も収入も不安定な新人弁護士の姿が報じられ、これまでは改革理念の建前のもと沈黙を強いられていた弁護士集団からは、昔に戻せとの本音が吹き出している。日本社会にはそもそも弁護士を必要とする法的ニーズは顕在的にも潜在的にも高くなり、現状のような急激な人口増は弁護士過剰につながり、競争激化により非行を誘発するなどとも語られる。

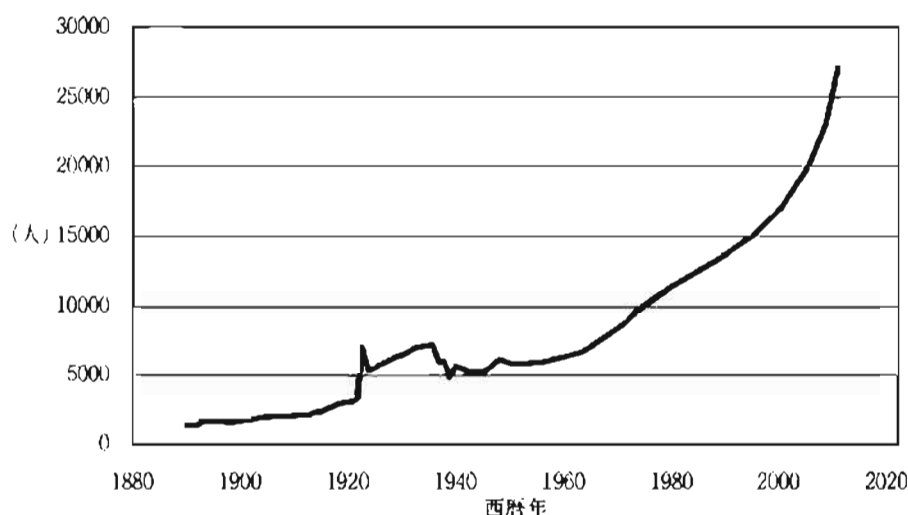
弁護士人口増が、今後当初想定されたような好ましい効果を日本社会にもたらすのか、逆に問題状況を引き起こすのかは、不確定要素が大きく容易に予測できるものではないし、今後の政策や対応次第の問題だともいえるであろう。とはいえ上述のごとき大幅な人口増が今後長期にわたって生じ続け、それに伴って弁護士実務やそれに関わる国民生活に相当の影響が生じることが想定される以上、弁護士人口増がもたらしうる社会的帰結を、現在入手可能なデータに基づき、多面的、実証的また継続的に検証していく必要性は大きい。また弁護士増をはじめとした司法の変化の影響を押さえておくことは、今後の政策策定や問題発生時の対処を賢明なものとするための前提情

報でもあろう。

本稿はそのような問題意識に立ち、日本のこれまでの弁護士人口増がもたらした帰結を、データに基づいて可能な限り実証的に考察してみようとするものである。ただし「弁護士増の帰結」というのみでは漠然的すぎるため、とりあえずその端緒として、弁護士増と訴訟利用あるいは裁判所利用（通常民事訴訟と民事調停・家事調停手続を主とする）との関係という点に焦点を絞ることとする。弁護士人口増の狙いは裁判外の弁護士の活動領域の拡大にもあることを考えれば、このような視点は狭量にすぎるとの批判は免れないが、訴訟や裁判所が法的サービスの中心領域であることは今後も変わらないであろうし、統治機構たる司法の理念的・実的重要性からいっても、そうした核心部分の利用形態と弁護士人口増との関係は、なお重要な基本的問題領域というべきであろう。

ちなみに日本における訴訟の少なさの実態と原因とに関する研究はあまた存在するものの、訴訟利用や裁判所利用のありようを、実際の弁護士数の増減との関連を起点として検討する動態的、時系列的、あるいは国際比較的な議論というものは、管見のかぎりではそれほど多くないように思われる（その例として、棚瀬 1977, 2001）。そうした中で具体的なデータに基づいた実証的な分析を示すことができるなら、今後も続く弁護士人口増が日本の法と社会にもたらす帰結を考えるに当たって、希望的観測や単なる憶測を超えた、より正確かつ有用な知見を提供できるのではなかろうか。またこうした視点はひるがえって、上記の日本の訴訟の少なさをめぐる論争に対しても、なにがしかの実証的また理論的な示唆を提供することも期待されえよう。

図1 弁護士人口の変遷 (1890-2009)



本稿の行論は以下の通りである。戦後日本の弁護士数（および弁護士率）を概観すると、その増加に関して大きく2つの特徴がみいだされるように思われる（図1）。第1は、それが1950年代半ば以来、半世紀以上の長期にわたり一貫した増加曲線を描くということである。近年の増加率は以前に増して大きいものの、それは他面でそれ以前の漸進的な増加の連続線上に捉えられうるものでもあって、両者は不連続なものではない。そこでまずこうした長期的な増加傾向に着目し、それがもたらした帰結をマクロな全国的視点から探ることとする。これがⅡの課題となる。他方でやはりここ十数年の弁護士人口の激増は、それだけに着目して分析するに値するように思われる。そこで次にⅢで、法曹養成制度改革による近年の急上昇の影響を検討し、そこに長期的変動の分析からは見いだしえないような特徴がみられないか、あるいは同じ特徴がやはり示されていないか等々、考えていきたい。また先の分析が全国レベルをひとまとまりの分析単位とするのに対し、こちらではそれをより細かく各地域の単位弁護士会レベルに設定し、地域ごとの差異にも着目していきたい。最後に以上を踏まえ、分析結果全体から得られる結論と提言とを示して、とりあえずのまとめとしたい⁵⁾。

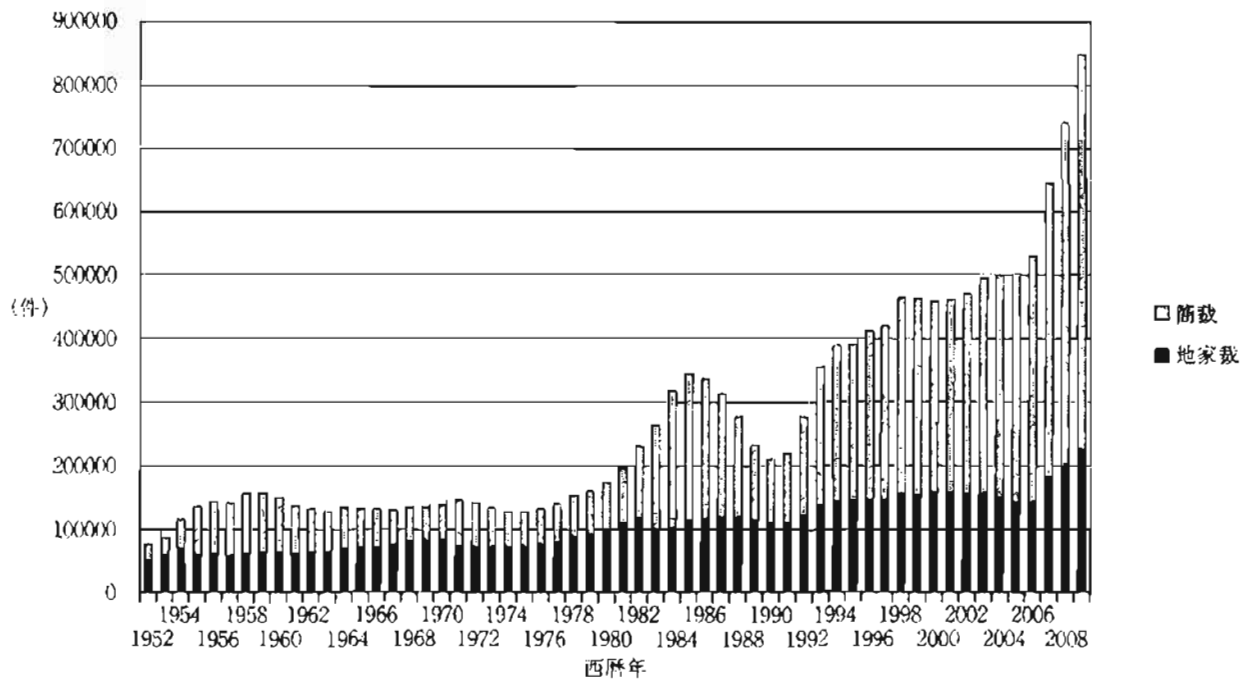
Ⅱ 戦後の長期的弁護士増の影響

1 訴訟利用・裁判所利用に対する弁護士増の影響の測定困難性

戦後比較的早い時期からの弁護士数及び弁護士率の一貫した増加は、裁判所利用、例えば民事訴訟事件数などの変化に影響を与えてきたといえるのであろうか。

第一審の民事通常訴訟事件数の戦後の変化はよく知られている（図2）⁶⁾。それは70年代後半まで低位安定傾向を取り、その後上下動を加えつつ増加に転ずる。この傾向は人口比においても同様であり、民事調停等を加えた場合も同様である（林屋 1994: 11-14, 26-29, 濱野 1999: 110-116, 林屋・菅原編著 2001: 6-7, 59, 204, ヴォルシュレーガー 1997=2001: 516-525, 748-750, 棚瀬 2001: 293-300, 高橋 2006: 297-301, Ozaki 2007: 106-111）。弁護士増が1950年代半ばからの一貫した傾向であることと比べれば、増加時期が遅れるほか、上下動といった前者には見られない特徴もある。とはいえ大局的には双方とも増加基調であることは同様なため、両者の間には高い相関が見られる（ $r=.95$ ）。

図2 第一審通常訴訟の既済件数（簡裁・地裁・家裁）（1952-2009）



とはいえここから即座に両者の間に因果関係（弁護士増→訴訟増（弁護士数は政策的に決定されてきたため、逆はありえない））を認めるのは早計である。すでに多くの論者が論じているとおり、訴訟や裁判所利用の規定要因は多様であり複合的であって、弁護士増がそれらに対する独立した規定要因であるか、そもそも規定要因と叫ぶのかさえ簡単にはいえないからである。弁護士数以外の規定要因には、例えば、1) 好不況のような比較的短期的で循環的な景気変動といった経済的要因、2) 経済成長・都市化・人々の社会意識の変化等といったより長期的で不可逆的な性質の強い社会変動、3) そうした時代状況やその他の要因によってもたらされる、例えば消費者問題、交通事故問題、環境問題等の新しい法律問題の発生、さらに4) 事物管轄の変更、新手続きの導入、裁判所の増設統合、画期的新判例等といった司法の側における制度変更などが考えられる（林屋 1994: 9-14, 濱野 1999: 114-137, 棚瀬 2001: 301-314, 高橋 2006: 312-321, Ozaki 2007）。一般的に言えば、訴訟利用や裁判所利用の時系列的な変化には、これらが複合的に寄与していると考えるのが素直な理解であろう。さらに本人訴訟主義原則のもと、実際にも日本の民事訴訟では弁護士を利用しないケースも多いことを踏まえれば、弁護士増が訴訟増に与える影響はより間接的であるとも想定されうる。実際上記の第一審の民事通常訴訟事件数の、70年代半ば以降の増加の大きな部分は、本人訴訟の多い簡裁の訴訟事件が占めており、それ以外の裁判所利用も、やはり簡裁の調停・督促や地裁の破産手続等が主である。それゆえ弁護士増というよ

りは、先に挙げた1)～4)までの経済的・社会的・制度的要因が主な規定因ではないかとも考えられるところであり、実際これまでの議論はそのような要因に着目するものが多かったように思われる。

他方で他の要因が強く影響しているように思われるからといって、弁護士増がなお一定の影響をもっているとする仮説が棄却されるわけではなく、そのように即断するのも早計である。素直に考えれば、弁護士が増えれば多少なりとも国民の訴訟利用・裁判所利用が促進されるとするのは自然であろう。とすると問題は、弁護士人口増以外の要因の効果を踏まえても、弁護士増がなおなにかしらの寄与をしているといえるかどうか、またそれをどうやって実証的に判別・検証するか、ということになる。

そのためには、重回帰分析などの多変量解析が1つの有効な手法として考えられる。ヘイリーの著名な研究（ヘイリー 1978＝1978, 1979）などはそうした試みであり、周知の通り複数の独立変数の1つとして弁護士率を選び、民事訴訟事件数やその増加率との正の相関をなおそこに見いだし、そこから制度要因である弁護士数の少なさを、日本で低訴訟率の原因の1つに位置付けている⁷⁾。

とはいえこうした手法は、何を独立変数とするかにおいて、研究者の主観的選択が避けられず、別の変数を別様に選べばまた別の結論もありうるのではないか、といった印象が払拭できない。またそこに正の相関がみられるとしても、弁護士増がどのような因果連鎖をたどってそうした訴訟増や裁判所利用増につながるのか、といったメカニズムや経路については明らかにされないことが多い。また弁護士増がより強く影響する手続や、逆にあまり影響しない利用類型はあるのか、またあるとすればその理由は何か、などといった具体的な論点についても、たいていあまり論じられない。要するにこうした統計手法のみでは、弁護士増が訴訟利用・裁判所利用にもたらす影響の諸相を探る、といった本稿の関心にとっては、それほど多くの情報を与えてくれるものとはいえず、せいぜい経済的・社会的・制度的要因に加えて、弁護士増も訴訟利用増の寄与因であると論証するにとどまる。本稿では、そうしたいわば「弱い」論証を超え、弁護士増がもたらす事態とそのメカニズムについての、より踏み込んだ説得力のある説明モデルの析出を課題としたい。

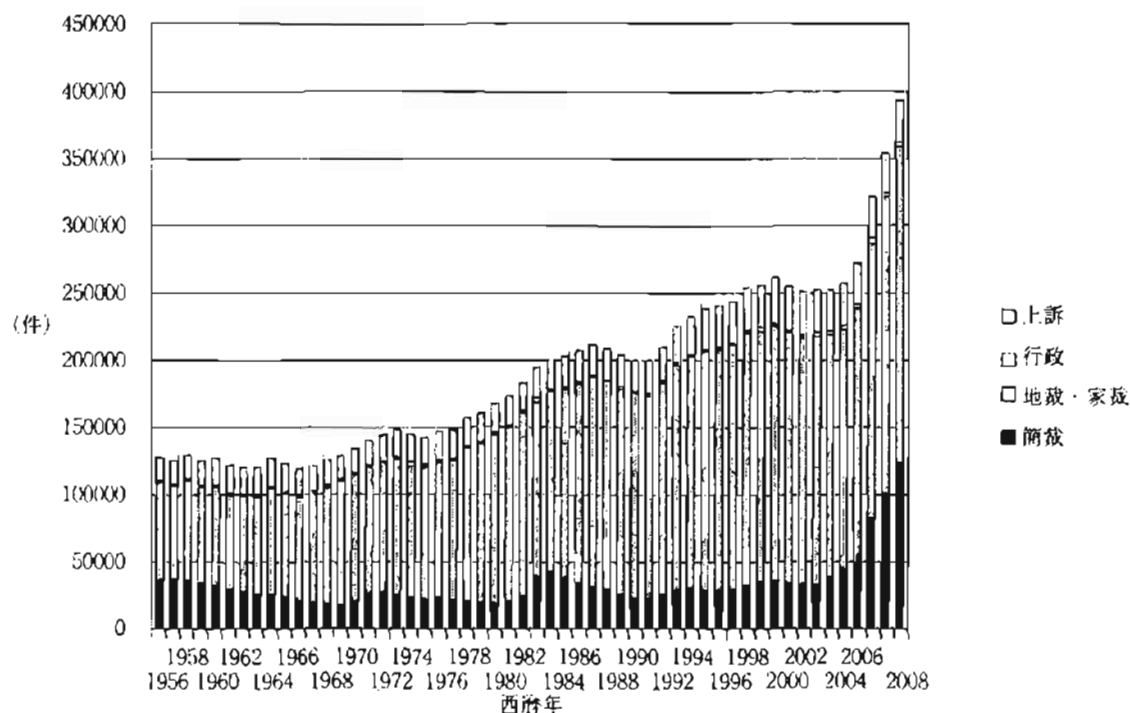
2 裁判所手続における弁護士代理数

訴訟事件数や裁判所利用数そのものと弁護士増との関係を直接分析することが困難だとすれば、視点を変えて、弁護士増の影響がよりストレートに表れうるデータを探ることが有益かもしれない。そうしたものとしてすぐ思いつくのは、各種事件手続に関わっている弁護士の数（弁護士代理数）である。こうした弁護士代理の多寡に関し

では、訴訟事件数や裁判所利用数そのもののほど経済的・社会的要因等は大きく直接に影響しないであろうと推測されるし、そこからは本人訴訟事件の影響も除外される。逆に弁護士が増えれば、その影響は弁護士代理数により直接的に反映されて不思議ではないであろう。そこで以下、弁護士数とこの弁護士代理数の変動との関係を検討し、そこになにか特徴的なパターンが見られないか検討してみたい。

具体的な検証手続は以下の通り。司法統計年報で長期にわたって弁護士代理数を算定しうる数値（「弁護士選任状況」）が示されているものには次のものがある。①第一審通常民事訴訟事件（簡裁・地裁・家裁）、②第一審行政訴訟事件（地裁・高裁）、③それらの上訴事件（地裁・高裁）、④民事調停（簡裁・地裁）事件⁸⁾。このうち簡裁訴訟事件の代理数には、事物管轄の変更に伴うと見られる急激な変動があり、行政訴訟事件、上訴事件、地裁民事調停は数が少ない。そこでとりあえず①から③を合算した訴訟事件全体と、④の調停事件とに分けて検討をすすめる。また弁護士代理数の算定に当たっては、当事者の一方または双方に複数の弁護士が付くことは想定から外し、双方代理の場合は事件数を2倍し、一方にのみ弁護士が付いた場合は事件数をそのまま代理数とした（参照、濱野 2000: 187-189）。また調停事件については申立人側と相手方の弁護士選任事件数を単純に合算している⁹⁾。

図3 訴訟事件弁護士代理総数（1956-2009）



訴訟事件における代理総数の推移を図3に示す。先の図2と比べると短期的上下動

のより小さい、弁護士増の曲線に近い右上がりを示していることが分かる¹⁰⁾。とはいえここから弁護士増が訴訟事件の代理増につながったと一足飛びに断定せず、より慎重に考察を進めたい。

3 訴訟事件における弁護士代理増の説明要因

弁護士増以外にこのような弁護士代理増を導く要因にはどのようなものが考えうるであろうか。

第1はやはり事件総数である。弁護士の関与が求められる事件自体が増えれば、弁護士が増えなくとも1人あたりの弁護士の訴訟代理数は増えるであろう。但し、弁護士が事件を掘り起こし、それまで訴訟に上がらなかった事件の代理をするようになって、代理数とともに事件総数を増やす、という可能性も想定されるので、ここでの因果の方向については逆も想定されることにも留意されるべきである。

第2は、訴訟になる事件の種類の変化である。訴訟事件総数が変わらず、弁護士人口も増えなくとも、係争利益や利益率の高い事件等、弁護士にとって職務上・営業上魅力のある事件が増えれば、当然弁護士代理は増えるはずだからである。しかしこの可能性については、ここではとりあえず排除して差し支えないように思われる。弁護士代理率の高い事件類型（不動産・労働・知財・医療・公害等）は、常に事件全体のごく一部を占めるに過ぎず、大部分の一般金銭事件についても、係争利益が高額の事件が戦後一貫して増加してきたことを示すデータは見いだせないからである。むしろ上述の通り、近年の事件の増大は簡裁事件など少額事件の増加によるところが大きい。また高額事件が増加した場合、弁護士は担当事件数を増やすのではなく、事件を選び少額事件を切り捨てることで対応することもできる。それが実際のところだったことは、日本の弁護士数の少なさ、その多忙さ、また簡裁事件の弁護士代理率が戦後低下していったこと（濱野 2000: 194-200）からも推察されるところである（なお以下の6も参照）。

この点と関連して第3に、弁護士代理が増えたのは、弁護士増によってではなく、むしろ国民が豊かになり弁護士を利用する余裕のある者が増えたからであるという仮説も考えられる。確かに戦後から現在までを大きく括れば国民全体としては豊かになったのだから、弁護士利用が増えたのだとする理論は説得的でもある。実際1970年代中頃の各地裁の本人訴訟率と県民所得・弁護士率との関係を検討し、偏相関分析の結果から、本人訴訟（すなわち弁護士代理の有無）の規定要因は弁護士の数ではなく、人々の豊かさであるとの結論を導く注目すべき棚瀬孝雄の論考が存在する（棚瀬 1977）。

このような共時的・地域的分析における結論は、この半世紀にわたる戦後日本の弁護士代理のあり方にも同様に、すなわち通時的・全国的にもいいうるのであろうか。先に示した弁護士代理総数を国民人口10万人あたりで換算したものを訴訟事件代理率とし、弁護士率と国民1人あたりの国民所得¹¹⁾との間のそれぞれの単純相関と、3つのうちの1つを統制した偏相関をとって見たところ、次の通りとなった。

弁護士率／訴訟事件代理率／国民所得間の相関（1956-2008）

単純相関	偏相関
①代理率×弁護士率 : .94	④代理率×弁護士率（←国民所得を統制）: .75
②弁護士率×国民所得 : .90	⑤弁護士率×国民所得（←代理率を統制）: .60
③代理率×国民所得 : .85	⑥代理率×国民所得（←弁護士率を統制）: -.01

棚瀬の分析とは逆に、弁護士代理の規定要因が、第一義的には国民の豊かさではなく、弁護士の多寡であったことがここから分かる。④にみられるとおり、国民所得の影響を除外しても、弁護士率は弁護士代理率を大きく規定するが、逆に⑥に示されるように、弁護士率を一定とした場合、国民所得の上下は、弁護士代理率の変化に影響を与えないからである。この半世紀の日本においては、弁護士の数が少なく、訴訟も多く的一般国民にとっては無縁のものであって、弁護士代理のあり方を規定するのは国民の豊かさの程度ではなく、弁護士数などより司法制度に近接した要因だったのである。

最後に、弁護士代理数は、競合する他業種の参入によっても左右されうるであろう。司法書士による簡裁代理権の獲得は、弁護士の代理業務を蚕食する可能性もあるが、他方で競争効果を生むなどして弁護士上の少額訴訟事件等への関与を活性化するかもしれない。いずれにせよこの点については、制度改革が最近のことであり、また簡裁に限られた問題でもあるため、これもとりあえず除外する。

4 弁護士人口増と弁護士代理増——民事訴訟事件における——

ここまでの予備的検討を踏まえると、弁護士代理総数の変化の説明変数としては、弁護士数と事件総数が残される。これらの関係はどのようなものであろうか。事件総数としては、弁護士代理総数を求めるために使ったと同様の事件類型、すなわち地家裁と簡裁の第一審通常民事訴訟事件に、地裁・高裁の第一審行政事件と高裁までの上訴事件を加えたものを用いて、三者の間の単純相関と偏相関を算出し、さらに三者の

国民人口比の間でも同じ計算を行った。結果は以下の通り（括弧内の数値は後者）。

弁護士数（率）／訴訟事件総数（率）／訴訟事件代理総数（率）間の相関（1956-2009）

単純相関

偏相関

- | | |
|----------------------|--------------------------------|
| ①弁護士数×事件数： .95 (.93) | ④弁護士数×事件数（←代理数を統制）： -.01 (.08) |
| ②弁護士数×代理数： .97 (.95) | ⑤弁護士数×代理数（←事件数を統制）： .72 (.44) |
| ③事件数×代理数： .97 (.98) | ⑥事件数×代理数（←弁護士数を統制）： .70 (.84) |

当然ながら単純相関はどれも高いが、代理総数あるいはその人口比を統制した場合の他の2変数間の偏相関係数（④）が、大きく低下する点が注目される。すなわち弁護士数が直接事件数を規定しているように見える単純相関は、代理数という第三変数の影響を考慮することによってほぼ消えてしまい、弁護士数と代理数との相関と、代理数と事件数との相関によってほぼ説明されてしまう。また事件総数あるいはその人口比を統制した偏相関（⑤）の結果から、事件数を一定としても、弁護士が増えれば代理数もなお増えることが示される。さらに弁護士数あるいはその人口比を統制した偏相関（⑥）の結果から、弁護士の数が一定であっても、事件数が増えることと代理数が増えることの間には相関があることが示される¹²⁾。

以上の分析から、弁護士数の増加がもたらす帰結について、とりあえず以下のような結論をえることができるように思われる。

第1に、戦後の弁護士数の増加は、直接的には弁護士代理の増加をもたらしてきた、ということである。当然のことにも思われるが、弁護士が必要とされる業務は限られており、弁護士増はパイの奪い合いを激化させるだけだとの弁護士増員反対論への歴史的反証となるであろう。

第2に、上記の通り、この傾向は、事件数の多寡にはあまりかかわらない。すなわち、弁護士の増加は、たとえ事件総数が増えずとも、本人訴訟事件比率を減らし弁護士代理率を増やすことにつながっている、といえる。換言すれば弁護士を増やせば、弁護士はそれまでは代理しなかった事件まで扱うようになる、ということである。

第3に、弁護士増は弁護士代理を増加させ、弁護士代理数と事件数との間にも相関があり、他方で弁護士代理数を一定とすると弁護士数と事件数との間の相関は消えてしまう。すなわちここでのデータでみるかぎり、弁護士増が事件増につながるのは、それが弁護士代理を増やすことによってのみである、ということになる。逆に言えば

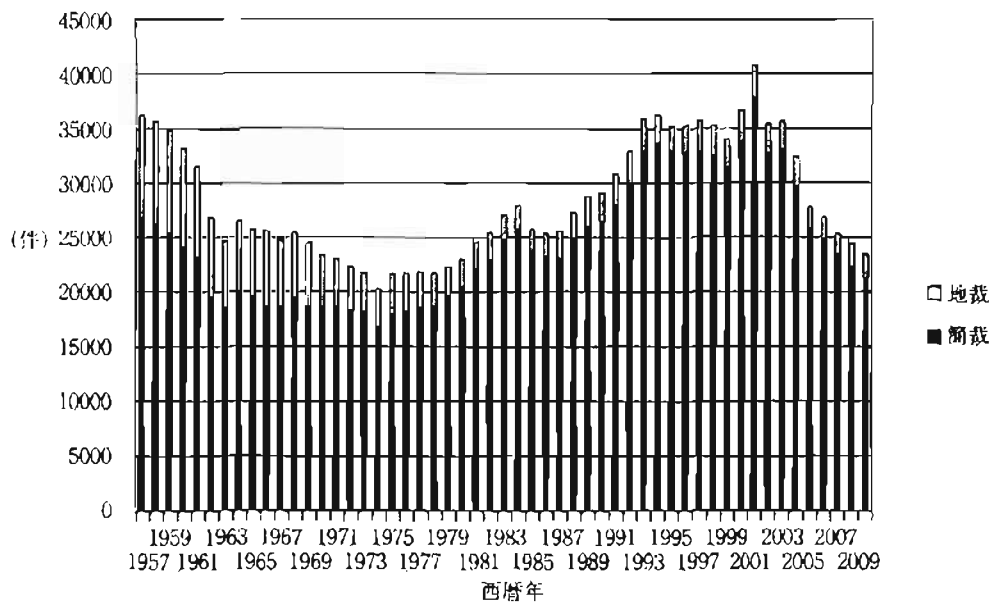
このような経路によって弁護士増は訴訟事件増につながるといえるのである。

第4に、弁護士数を一定としても弁護士代理の増加と事件数との間に相関は残るのであるから、弁護士を増やさずとも、弁護士代理数あるいは事件数のいずれかが増えるなら、それは他方の増加につながるといえる。この結果は、先の3で考察したとおり、事件数が増えれば弁護士の仕事が増えることを示しているともとりうるが、逆に弁護士が営業努力をして事件を発掘し代理数を増やせば、それが事件数をも押し上げる、というようにも理解しうる。

以上要するに、本データで示されるかぎりでは、この半世紀にわたる弁護士増は、訴訟事件を増加させるひとつの要因であり続けてきたと結論できる。

5 弁護士人口増と弁護士代理増——民事調停事件における——

図4 調停事件弁護士代理総数（1957-2009）



次に地裁・簡裁の民事調停における弁護士代理総数について、同様の検討を行う。実数は図4のとおり。図3と比較すれば明らかとおり、桁ひとつ小さいほか、弁護士増の様子と似た右上がりではなく、1950年代と2000年前後とに山をもつ上下動を示す。こうした上下動は、（主に簡裁における）調停事件自体の実数の変動に連動したものと思われる。戦後期の簡裁調停の事件のピークは1955年（68464件）であり、74年に底（39637件）を記録し、80年代前半にサラ金問題の発生により急上昇し84年に極大（156504件）となった後、83年制定のサラ金規制法の影響で一時的に減少に転ずるが、その後バブル崩壊期の多重債務問題の顕在化とそれに伴う特定調停制度の利用激増を受け、2003年に頂点（604817件）を迎える。その後急速に終息に向かい現在（109779

件（2009年））に至っている（林屋 1994: 26-32, 濱野 1999: 136-137, 林屋・菅原編著 2001: 2-3, 29, 184-185, 高橋 2006: 314-315, Ozaki 2007: 127-129）。図4の調停代理総数は、振幅こそ小さいものの、こうした増減とはほぼ同期している。このことは訴訟事件に対して行ったと同様の単純相関、偏相関の数値からも示される。

弁護士数（率）／調停事件総数（率）／調停事件代理総数（率）間の相関（1957-2009）

単純相関	偏相関
①弁護士数×事件数： .67(.71)	④弁護士数×事件数(←代理数を統制)： .71(.79)
②弁護士数×代理数： .22(-.30)	⑤弁護士数×代理数(←事件数を統制)： -.15(-.54)
③事件数×代理数： .51(.17)	⑥事件数×代理数(←弁護士数を統制)： .46(.52)

弁護士数と事件数の間には正の相関が見られ（①）、訴訟事件とは異なり代理総数を一定としても偏相関も消えない（④）。他方で、弁護士数と代理総数との間の相関は弱いか負であり（②⑤）、弁護士増が代理増にはつながっていないことがわかる。前者はおそらく、調停事件が80年代以降上下しながらもやはりそれ以前よりはるかに多く使われてきたことの反映であろう。にもかかわらず弁護士代理数はそれに相応するほど増えないため、後者のような結果になるのであろう。他方で事件数と代理数との間の正相関（③⑥）は、上記の通り、事件数の増減が代理数の増減と連動していることを示すものであるが、これも訴訟事件におけるほど強いものではない。

ふたつの手続の間のこのような違いは、それぞれの事件総数の通時的な変動の差異によるところが大きい。しかし他方、③⑥にみられるように、調停手続においては事件数と代理数との結びつきさえ、訴訟に比べて弱い¹³⁾点なども併せて考えると、さらにここには両者の性質の違い、すなわち訴訟手続のほうが調停手続よりも法的専門性・技術性が高いことが反映しているようにも考えられる。弁護士代理のような弁護士による助力の必要性は、調停手続より訴訟手続のほうが一般に高いことはその性質上明らかである。それゆえ弁護士サービスが希少資源である場合、その増加分は、そのサービスをより切実に必要とする訴訟手続へと引きつけられるのであろう。弁護士としても自分の技能と専門性をより特権的・独占的に発揮できる訴訟手続の方に、より魅力を感じるのではなかろうか。

この仮説がとりあえず正しいものとするならば、弁護士人口増がもたらす帰結として、さらに次のものを加えることができるであろう。すなわち、日本のこれまでの弁護士人口増は、法的専門性の相対的に高い手続の代理増につながってきたのであり、

訴訟手続の利用の相対的活性化をもたらすものであったといえる、ということである（ちなみに後のⅢでの検討においても、この結論は大筋において妥当なことが示されるであろう.）.

6 弁護士あたりの代理数、事件数の変遷

以上、戦後の民事訴訟手続と民事調停手続における事件数、弁護士代理数と弁護士人口との関係を見てきた。ここまではこうした数値や人口比を総体として捉え、それらの間の相関を検討し、例えば訴訟事件の弁護士代理数が弁護士増と強く相関していることなどが示された。しかしこうした相関は、双方の増加率まで同じであることを示すものではない。増加した弁護士数に見合うだけの代理数や事件数の増加が見られず、後者が微増に止まる場合も考えられる。ちなみに近年の弁護士増に対する批判として、現状はそのように弁護士増に見合うだけの仕事が無く、かえって仕事の奪い合いになりつつあるのだと論じられたりもしている。そこで次に、これまでのデータを用いて、弁護士1人あたりの代理数や事件数の戦後の変化を検討してみたい。

図5 弁護士1人あたりの代理件数（訴訟）（1956-2009）

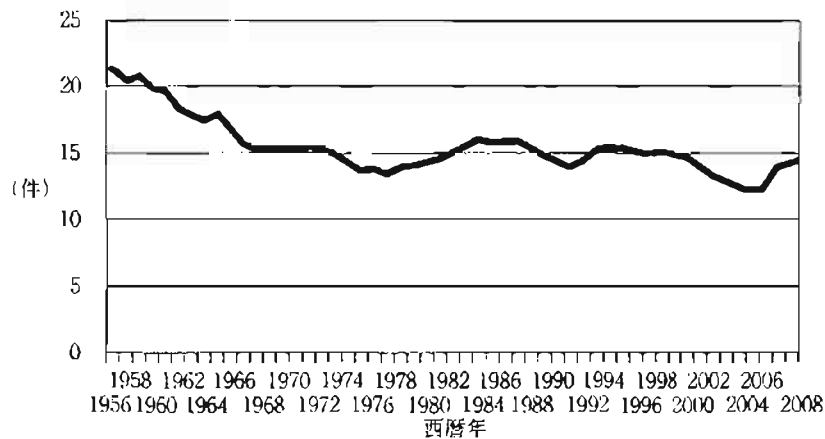


図6 弁護士1人あたりの代理件数（訴訟+調停）（1957-2009）

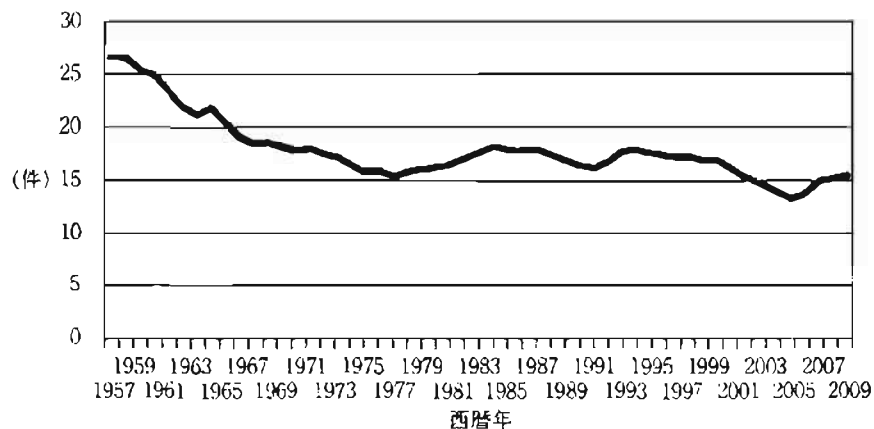


図5は、4で用いた訴訟事件における毎年の弁護士代理総数を同じ年の弁護士総数で割った、1人あたりの訴訟代理事件数であり、図6はこの訴訟事件代理総数に5で用いた調停事件代理総数を加えて同じく弁護士総数で割ったものである。どちらも同じような傾向を示し、いくつかの特徴を見いだすことができる。

第1に、初期の50年代には比較的高かった1人あたりの代理事件数（訴訟のみ：20件台、訴訟+調停：26件台）が、70年代後半にかけて、ほぼ一貫して減少していく（訴訟のみ：13件台、訴訟+調停：16件台）ことである。これまで見たとおり、この時期の代理総数は訴訟事件ではほぼ横ばい（図3参照）、調停事件で漸減（図4参照）であり、弁護士人口は漸増しているので、数字的にはそうした事態の反映である。他方でこの時期、弁護士が人口増ゆえに仕事を奪い合って収入を下げた、などということはない。むしろ事態は逆であって、弁護士はその社会的地位も収入も上げていったのである（宮川1992：3-14、谷口1997：70-74）。いわば彼らは、戦前からの「町弁」的存在から、エリートたる都市型プロフェッションへと総体としては変貌を遂げたのであり、大都市集中が進むのもこの時期である（棚瀬1987：20-30）。とすればこの時期に見られるこうした弁護士あたりの代理事件数の減少は、その扱う1件あたりの事件単価が上がったこと、換言すればそれまでに扱ってきた少額事件や地方の事件を切り捨て、実入りのよい事件を選択的に選ぶようになってきたことを示しているのではなかろうか。

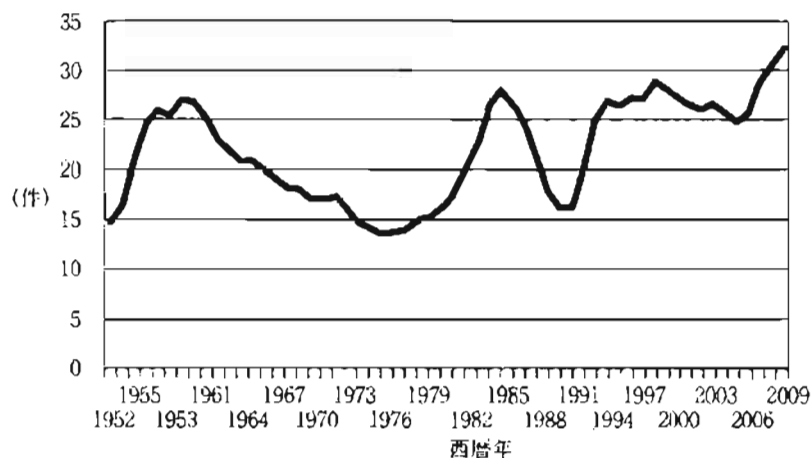
第2に、この時期の後、訴訟事件総数が増えていく70年代後半から司法制度改革が本格化する時期の2000年前後までは、緩やかな上下動を示しつつ、比較的安定した状態を保つ（訴訟のみ：15件程度、訴訟+調停：17件程度）ことである。大括りにいってこの相対的安定は、第1の時期に確立した、都市型エリートとしての弁護士の地位が安定していたことに対応しているのであろう（関連して、濱野2000：191-200も参照）。

第3に、この第2期の安定は、その後の10年で失われつつあることである。ここ3年程は過払い金返還請求訴訟等の隆盛によってやや回復基調ではあるが、基本的に減少傾向にあることがうかがわれる¹⁴⁾。近年の弁護士人口の急増期と一致していることから、その反映とみてよいであろう。

以上の検討が示唆するところには興味深いものがある。確かに近年の人口増は弁護士1人あたりの平均的な代理事件数を減らしていることは確かである。が、しかしそれは70年代後半以降に確立された都市型エリート・プロフェッションのあり方を揺さぶっているにすぎない。しかるにこのあり方は、それ以前までは扱ってきた少額事件や地方の事件等を切り捨て、弁護士にとってうまみのある事件のみに職務を集中させ

てきた結果の上に築かれたものではないかという疑念を、このデータは抱かせる。仮にそうだとするなら、弁護士サービスを広く人々に享受させるべき司法制度改革や弁護士法の理念からしても、そのようなプロフェッションのあり方は、本来揺さぶられ変革されてしかるべきものだとも評価しうるのではなかろうか。とるべき方策は、第2期におけるような少数エリート型の職務形態を維持するのではなく、プロフェッションの職務倫理の核は維持しつつも、従来切り捨ててきた事件をも再び拾い上げる努力を進め、またそれ以外のものも含めて広く新しい業務形態を積極的に模索・展開することなのではなかろうか。

図7 弁護士1人あたりの訴訟事件数（1952-2009）



弁護士が潜在的に関与可能ながら、職務対象としていない事件の存在は、訴訟事件に限っても大量に存在している。そのことを示すため、代理事件総数ではなく、その母体となる訴訟事件総数そのものを弁護士人口で割った、1人あたりの訴訟事件数の推移を示す（図7）。先の1人あたりの代理事件数とは様相を異にしている。50年代後半から70年代後半までの先にみた第1期においては、やはり同様に減少傾向を示すものの、その後訴訟事件の増える時期に至り増加に転じ、80年代半ばには50年代同様の数値となる。その後バブル経済期には訴訟事件の減少を受けて一次的に減少に転ずるものの、バブル崩壊後は再び増加し、1993年以降現在まで高水準で高止まりしたままである。ここには弁護士人口増の影響はあまり現れておらず、人口増と事件増とがほぼ相殺するかたちになっている。

このような現状に対して人口増反対論者は、なお業務開拓の余地を一切認めず、「割に合わない少額事件・本人事件が増えているだけ」と切り捨てるのである（か¹⁵⁾）。

以上で、1950年代以来の長期にわたる弁護士人口増と訴訟利用、裁判所利用の関係の検討を終え、次により短期的な、ここ十数年の弁護士人口の急上昇の影響を、視点を変えて検討していきたい。

Ⅲ 近年の弁護士増の影響——地方単位会ごとの検討——

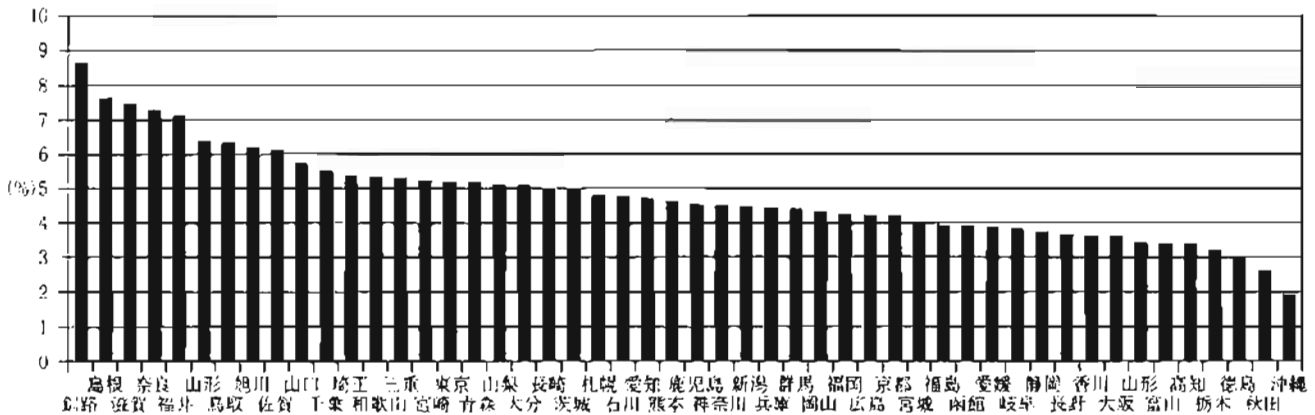
1 対象と方法

冒頭で論じたとおり、戦後の弁護士人口増は、司法試験合格者を500人程度に絞った状態でのいわば漸次的自然増ともいうべき時期と、80年代末の議論の開始から司法制度改革審議会を経て実現を見てきた、近年の政策的積極増員期とに分けることができる。近年の弁護士人口増の是非論は後者をめぐるものであり、こここのところの急激な増加が深刻な問題を引き起こしていると論じられる。それゆえ本稿でもこの近年の急増に着目し、その影響を司法統計の中に探ってみたい。

また検討対象を短期かつ直近年に限ることに、分析上のメリットもある。長期的な経済成長や都市化、その他大きな経済構造の変化や社会変動といったものの影響をそれほど考慮することなく、現象を観察し評価することができるであろうし、サイクルの短い景気変動や制度変更等より短期的な因子の影響もより見えやすくなるであろう。弁護士が急増した地域とそうでない地域とを比較するような、より細かい変化の様相や差異について検討することも、より容易であろう。以下ではこのローカルレベルでの変化という点に着目し、分析を進めていきたい。具体的には地域弁護士会（単位会）ごとに、会員数の変化と訴訟利用、裁判所利用との関係を検討していくことにする¹⁶⁾。分析対象と方法は次の通り。

対象年度は、弁護士人口急増期の直前と位置付けることができる1998年から、データの入手可能な直近の2009年までの12年間とする。1998年は司法試験合格者がはじめて800人をこえたものの、同年の司法修習修了後の弁護士登録者は553人（日本弁護士連合会編著 2009: 61）、同年の弁護士人口は16305人である。他方2009年の弁護士人口は26930人で、98年比65%増となっている。分析手法としては、この間の弁護士人口の増加率と、各種手続の増加率を単位会ごとに（但し東京の数については3弁護士会を合算し、逆に北海道の4会はそのままとした）算出し、両者を散布図にプロットしてその様相を検討する、という方法をとる。ちなみにそれぞれの増加率は、毎年の増加率の平均値を使った。

図8 各地の年平均弁護士増加率（1998-2009）



まず、この間の各地の弁護士の増加率を見ておこう（図8）。弁護士の年平均増加率が最高の釧路（8.66%）から、最低の沖縄（1.92%）まで、地域ごとの違いの大きさが目立つ。沖縄などは地域の特殊性からくるものであろうが、それ以外では都市圏でも地方でも増え方の大きい地域と小さい地域とがあり、そこに特定の傾向性といったものは見いだしがたいように思われる。おそらくは単位会ごとに弁護士増員に対する考え方の温度差があり、構成員の少ない小単位会の場合それが、このような会員増の緩急に直結するのかもしれない。

次にこれらと、同じ地域における各種手続の利用件数の増加率との関係を見ていく。先の分析では訴訟手続と調停手続とに二分したのみであったが、ここではさらに詳しく分けて検討していきたい。

2 弁護士増と事件増との関係

まず地裁民事通常訴訟事件（新受：以下同様）の増加率と弁護士増加率との散布図を示す（図9）。ばらつきが大きく、弁護士増よりもずっと多くの事件増をみる地域がかなりある一方で、弁護士増に対応するほどは訴訟が増えていないところもみられる。地裁事件の弁護士代理の比率の高さからして、収入にも直結する問題であろうから、後者の地域の弁護士の中には弁護士増に対する不満を持つ者がいてもおかしくない。とはいえ総体的にみれば、弁護士増と訴訟増の間には正の相関（ $r=.33$ ）が見られ、またプロットされた各点の散らばり方や回帰式（傾き0.68 切片3.25）からもわかるように、弁護士増加率以上に訴訟の伸びのほうが平均的にいえば大きい。

なおこれら地裁の訴訟事件の増加には、簡裁におけるほどではないにせよ、近年（2007-2009年）の過払い金返還請求事件の増加の影響がある。その意味で以上の分析から弁護士増と訴訟増との因果関係を結論するには慎重さが求められるかもしれない。そこでこの点をふまえ、過払い問題とは関わらない人事訴訟事件¹⁷⁾に着目して同

様の分析を行った (図10)。

図9 各地の弁護士増加率と地裁通常訴訟増加率との対応 (1998-2009)

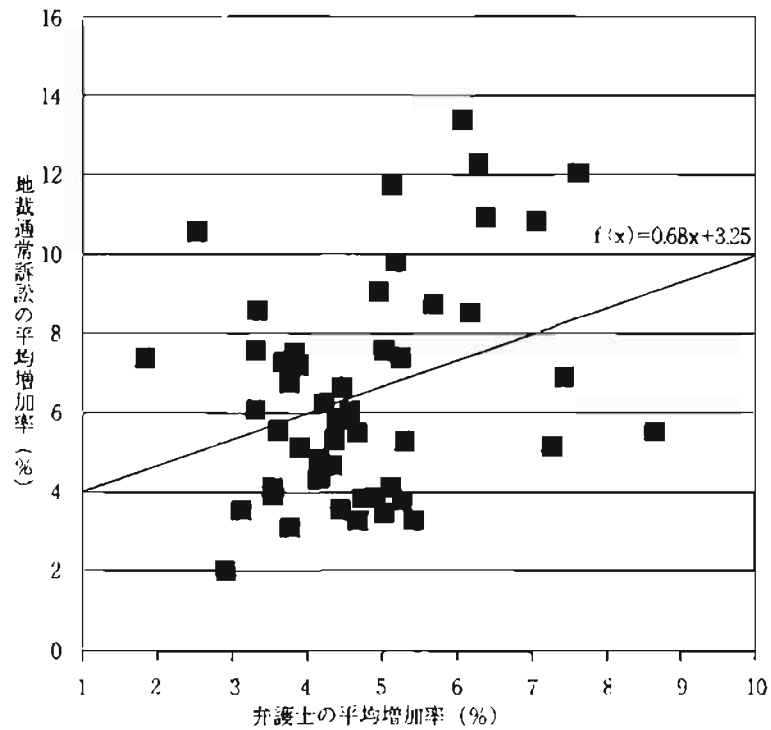
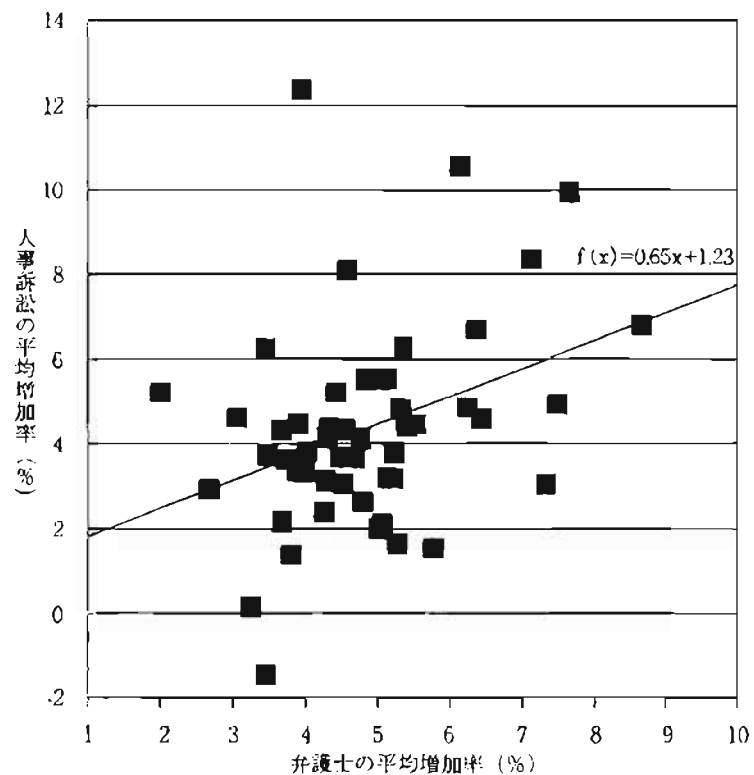
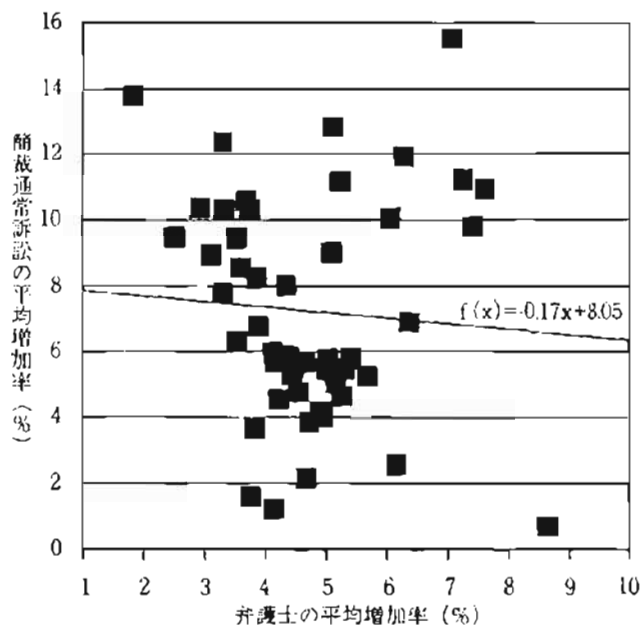


図10 各地の弁護士増加率と人事訴訟増加率との対応 (1998-2009)



ここでもほぼ地裁と同様の傾向が現れており、弁護士増と訴訟増は正に相関する ($r=.36$)。やはり地域レベルでは、弁護士が増えるに従って、人事訴訟も増える傾向があるといえる。ただしこちらの弁護士増に対応する訴訟増加傾向は、回帰式の傾きこそ0.65と先の地裁訴訟とほぼ等しいが、切片が1.25と2以上小さいことからわかるように、さきの地裁ほど多くはない。過払い事件のような訴訟バブルが起きていないためであろうが、あるいは離婚訴訟のような人事事件は、弁護士増による訴訟掘り起こし効果がおそらくは小さいこともその理由かもしれない。

図11 各地の弁護士増加率と簡裁通常訴訟増加率との対応 (1998-2009)



さらに同じ分析を簡裁民事通常訴訟事件に対して行った (図11)。興味深いことにこちらでは、前二者にみられたような弁護士増と訴訟増との間の正の相関関係が見られない ($r=-.07$)。これは弁護士代理のつかない本人訴訟が多いことを反映しているのかもしれない (すぐ後に弁護士代理数を取り上げて検証する.)。ちなみにここでの訴訟の増加率をみると、年平均10%を超える激増をみている地域がいくつもある一方で、1~2%台とあまり増えていないところも存在する。上記の通り地裁にもみられたこのような差異がどうして生じているのかも、法社会学的に興味深いところであるが、本稿の射程を外れるため、問題提起にとどめておく。

図12 各地の弁護士増加率と簡裁調停増加率との対応 (1998-2009)

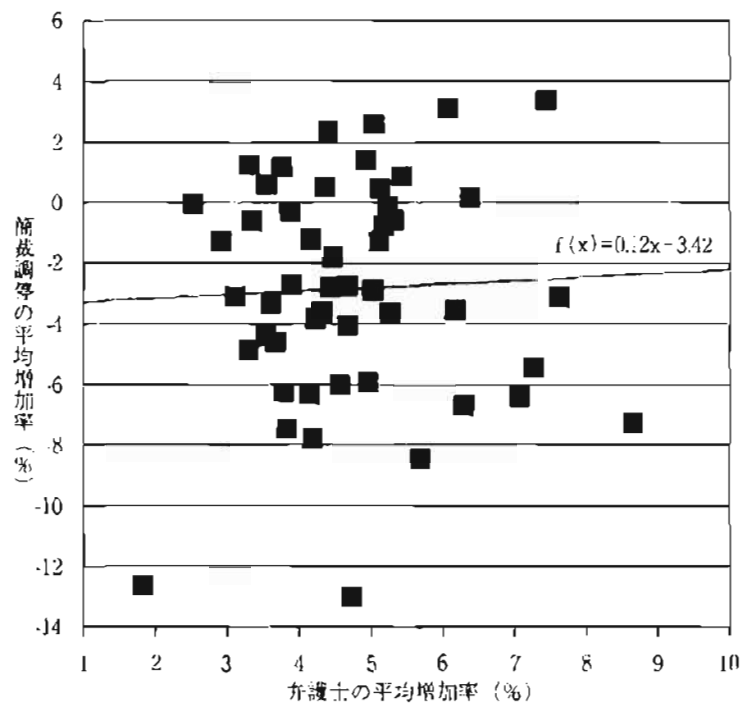
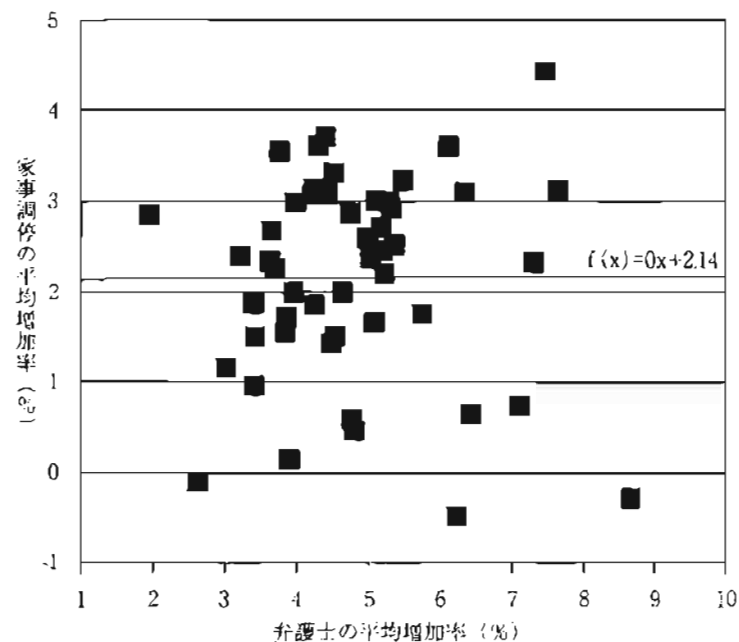


図13 各地の弁護士増加率と家事調停増加率との対応 (1998-2009)



次に簡裁民事調停事件について同じ検討結果を示す(図12)。こちらも同様に対応関係は見られない($r=.04$)。簡裁訴訟と同様、こちらも弁護士の関与が少ないことが影響しているのかもしれないが、他方先にⅡ 5でも簡単に触れたように、対象期間中の簡裁調停の利用件数は2003年を頂点とした急激な山型カーブを描く(図で事件数の増加率が負のところが多いのはそのためである)ため、そうした独自の変動が、弁護

士増の影響を凌いでいるとも考えられる（この点についてもすぐ後に検証する．）．

次に同じ調停手続でありながら、このような山型の利用カーブを描かず、利用件数が増加している家事調停手続を対象に、同様の検討を行った（図13）．図からはほとんどの地域で期間中に家事調停件数が増加していることが分かる．しかしながらそうした増加率と、弁護士の増加率とはやはり関係していない（ $r=.00$ ）．利用件数の変動のあり方よりも、やはり調停手続であることのほうが、弁護士人口との関係を考える上では重要なようである．

3 弁護士増と弁護士代理増との関係

このように地裁通常訴訟と人事訴訟においては、地域ごとの弁護士人口増と手続利用増との間に正の相関が見られ、簡裁通常訴訟と、民事・家事調停ではそれがみられない．こうした差異が生じているのは、後者において弁護士代理が少ないために弁護士増の影響が埋もれて見えにくくなっているためなのであろうか、あるいはⅡ5でも論じたように、手続の専門性の高低といったことが関係しているのであろうか．この点をさらに詳しく見るために、Ⅱにおけると同様に、事件総数ではなく、弁護士代理総数（その計算法もⅡと同様）の変化に着目し、それと弁護士増加率との関係を手続ごとに検討したい．対象手続は、2におけると同様の12年分のデータを入手できた、地裁民事通常訴訟事件¹⁸⁾、簡裁通常民事訴訟事件、簡裁民事調停事件（但しこれのみ対象期間は1999年～2009年の11年間）の3種類である¹⁹⁾．

まず地裁通常民事事件の弁護士代理の増加率と弁護士増加率との散布図を示す（図14）．もともと事件の増加率と弁護士増加率との間にさえ上記のとおり相関が見られたことから予想されるように、同じような関係が見られるだけでなく、相関の程度もより強い（ $r=.44$ ）．また回帰式の傾きも0.92と1に近く、弁護士代理の増加率と訴訟の増加率がほぼ同じ比率で増えていることもわかる．他方、事件の増加率は先に見たとおり弁護士の増加率よりも一般に大きかったが、こちらでは回帰式から分かるとおり、平均的にいえば弁護士の増加率の方が、弁護士代理のそれよりも1%程度多い．事件も弁護士もそれぞれ増えても、弁護士代理の数がそれに追いついていないことを示している．事件増に未だ弁護士側が対応し切れていない、というところであろうか．

図14 各地の弁護士増加率と地裁通常訴訟弁護士代理増加率との対応 (1998-2009)

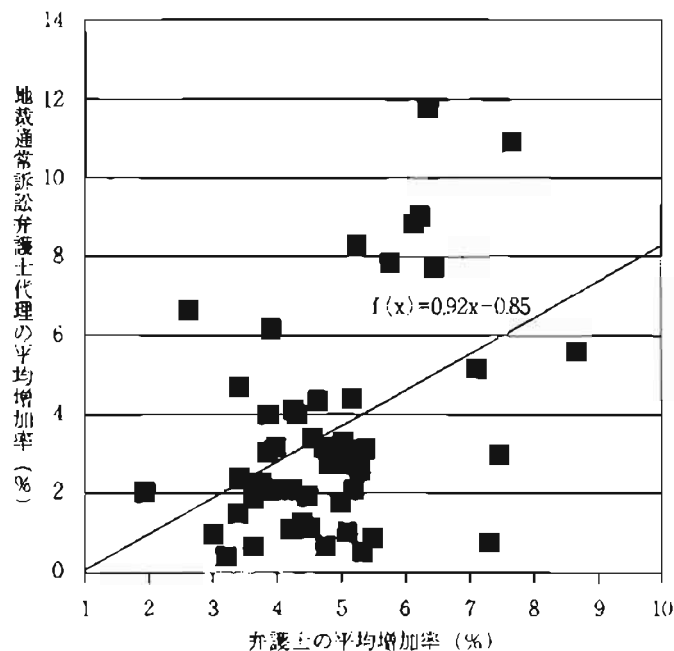
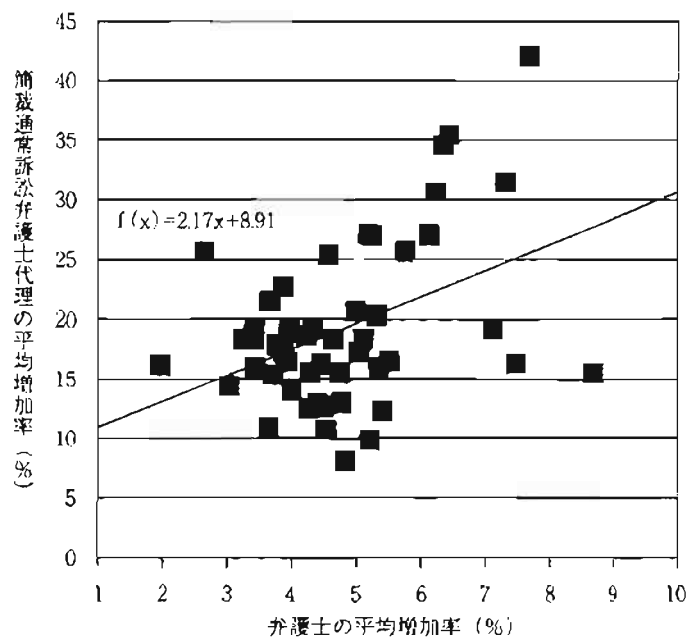


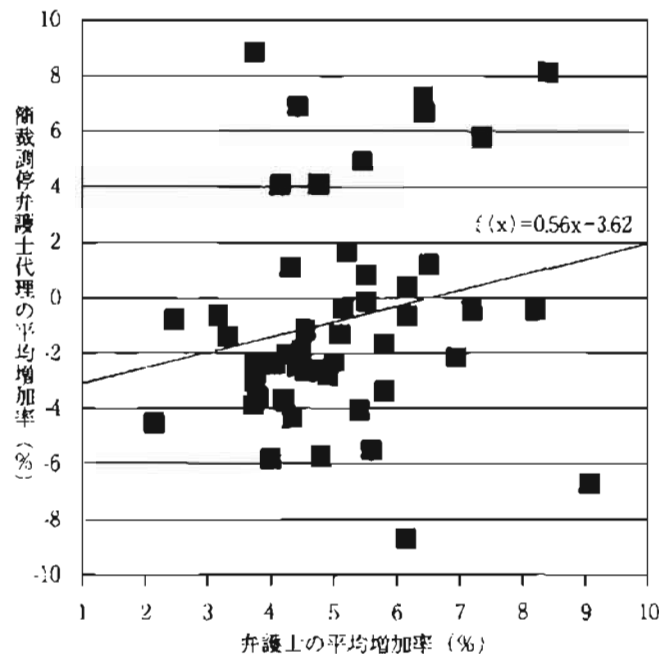
図15 各地の弁護士増加率と簡裁通常訴訟弁護士代理増加率との対応 (1998-2009)



次に簡裁通常民事訴訟事件について同様の分析を行った(図15)。事件の増加率と弁護士増加率との間には相関があまりみられなかったところであるが、興味深いことに弁護士代理の増加率と弁護士増加率との間には、地裁におけると同様の正の相関が現れた($r=.44$)。やはり弁護士の増加は、簡裁においても弁護士代理の増加というかたちで訴訟利用に影響を与えているのであり、先にⅡで出した結論が、ここでも確認されたかたちである。また全ての地域において、弁護士代理の増加率は弁護士増加

率を上回っており、極めて大幅に上回っているところもある。近年の過払い金返還請求事件の激増の影響が大きいとはいえ、弁護士の増加による競争激化によって仕事が奪い合いになるような状況は生まれていないことは確認しておきたい。

図16 各地の弁護士増加率と簡裁調停弁護士代理増加率との対応 (1999-2009)



最後に簡裁民事調停事件について同じ検討結果を示す (図16)。こちらも簡裁訴訟事件同様、事件数の変動と弁護士増加率との間には相関はみられなかったが、弁護士代理についてみると、弁護士増加率との間には、弱いながら正の相関が現れた ($r = .20$)。しかしながらこの程度の単純相関は、Ⅱ 5 でみた戦後の民事調停代理数と弁護士人口との関係でも表れていた ($r = .22$) ものであり、弁護士増にもかかわらず代理の増加率が正負に分かれてかなりランダムに散らばっている印象を与えるこの散布図からも、両者の間にあまり関連があるようには思えない。いずれにせよこのように両者の間の相関が、訴訟手続におけるより小さいことは、弁護士人口増の直接的な影響が、調停手続より訴訟手続において現れる傾向が強いことを示しており、この点もⅡで得た結論とよく一致している。

4 地域ごとの弁護士増と裁判所利用増まとめ

以上の分析結果をまとめよう。この10年あまりの弁護士急増期における各单位会ごとの弁護士数の増加は、地裁民事通常訴訟事件数や人事訴訟事件数の増加とは正の相関をもつ。また弁護士代理数の増加に着目すると、事件数自体と正相関するこれらについてはもちろんのこと、それがあまりみられない簡裁民事通常事件においても、同

様の相関が析出される。他方簡裁民事調停事件や家事調停事件においては、事件増と弁護士増とは関連があまりみられない。簡裁調停については、弁護士代理増との関連を見ても同様であった。一言でまとめれば、弁護士増の比率の高い地域はそれだけ訴訟手続における弁護士代理数が増え、場合によっては事件数自体もふえるが、そのような関係は調停手続にはみられない、ということである。このことはどのように説明しうるであろうか。

まず訴訟事件の増加が、弁護士の存在とは関係なく一定の地域で自然発生的に生じ、それゆえ弁護士がそこに引き寄せられるのだ、という因果連鎖（事件数→弁護士数→代理数）も考えられないではない。しかし常識的にはやはり、弁護士が増えた地域でその増加に応じた弁護士活動の拡大があり、それが代理数や事件数の増加につながった（弁護士数→代理数↔事件数）と考えるべきであろう（他方、一度そうしたサイクルが回り出したがゆえに、それがその地域にさらに弁護士を引きつけるに至る、ということはあるかもしれない）。またこうした相関が、訴訟手続の方が調停手続よりも強く見られるという点については、弁護士増の影響が、その専門性をより要求される手続においてより明確に表れてくるためであると解釈できよう。簡裁調停での相関の低さは、近年の利用数の激減にも帰せられうるが、利用数の伸びている家事調停においても弁護士増との関係はみられない。

またこのような結論は、Ⅱにおいて戦後長期にわたる弁護士増と事件増、代理数増との関係を検討した結果と、よく一致するものでもある。

他方で、地域ごとの訴訟代理や訴訟事件の増加は、弁護士増と正の相関が見られる場合であっても、必ずしも後者と同じ比率で増加しているわけではないことにも留意されるべきであろう。地裁民事事件数の増え方はそれよりも平均的にいって大きい一方で、その弁護士代理数の増加は、弁護士増よりも低い傾向がみられる。他方で簡裁訴訟事件においては、弁護士増よりも代理数増のほうがずっと大きい。これらはいうまでもなく、訴訟事件数や弁護士代理数が弁護士の数だけによって決まるものではなく、さまざまな社会的経済的制度的要因によっても規定されていることを示している。弁護士を増やせば裁判利用・訴訟利用がそれに従って機械的一律に増えるものではない、といういわば当然のことが示されているにすぎないともいえるが、以上の各単位会レベルの分析では、弁護士増以上に訴訟利用や弁護士代理が急増している地域もあれば、その逆の地域もあることなど、そうした一般論を超える具体的な様相も示されている。このような地域差が生じる原因と、特に裁判所利用が急増している地域の背景をさらに検討することは、学術的にはもちろん、弁護士の業務対策上も有意義

な営為となりうるであろう。

Ⅳ 結論：弁護士増は裁判所利用増をもたらすか

以上、弁護士増が民事訴訟手続・調停手続にもたらした影響につき、戦後半世紀以上にわたる長期トレンドと、ここ十数年の急激な政策的人口増、との2局面に分け、前者については全国を、後者については地域弁護士会をそれぞれ分析単位として、検討した。両者の分析の結果はよく一致し、以下のような知見がもたらされた。

弁護士増は、①訴訟手続における弁護士代理の増加につながっている。②またそれを通じ、弁護士増は間接的に訴訟事件数を押し上げる要因の1つとなりうるといえる。③簡易裁判所の訴訟手続など本人訴訟の比率が多い訴訟手続では、代理増と訴訟増との関係は見えにくいだが、少なくとも①によって本人訴訟率の減少にはつながっているといえる。④このように弁護士人口増と代理増が相関するとはいえ、両者の増分が一致するとは限らない。すなわち、代理増や事件増の比率は、弁護士増以外の、社会的・経済的・制度的諸要因にも規定されている。⑤調停手続ではそうした直接的な連関は見いだしがたく、弁護士代理数を規定するのは第一義的には事件数それ自体であるように思われる。⑥以上の結果や、弁護士1人あたりの代理事件数や訴訟事件数の推移からして、訴訟代理だけをとっても、弁護士業務は現状では総体として飽和しているとはいいがたい。

既存のデータから導かれた以上の知見が、弁護士人口がさらに引き続き急増していく今後も維持されていくかどうかは、いうまでもなく断定できない。とはいえこれらの結論から、次のような政策的な提言を導くことが可能であるように思われる。

1) 以上の分析のかぎりでは（あくまでそのかぎりではあるが）、弁護士人口の増加がもたらす否定的影響は必ずしも見いだしえず、逆に弁護士業務の伸びしろはまだ相当に残っているようにも思われる。そうした観点からすれば、弁護士人口増政策はとりあえず継続されるべきであるように思われる。日本において訴訟手続における弁護士代理が増加し、ひいては訴訟利用が活性化することを好ましいと考えるのであるならばなおさらである。

2) とはいえ、弁護士人口を増やしただけでは必ずしもそれに応じた代理増や訴訟増が生じる保障はない。それは弁護士人口以外にそれらの増加を妨げるさまざまな社会的・経済的・制度的要因があるためであって、弁護士利用・訴訟利用・裁判所利用の活性化のためには、弁護士増に併せて、これら他の要因の改善や条件整備も求められる。裁判官増をはじめとした裁判所の側の手続やサービスの改善、司法福祉的な財

政支援の強化、弁護士人口増だけでは必ずしももたらされえない各種の弁護士業務のあり方や弁護士の地域分布のあり方の改善など、司法制度改革の精神に沿った各種改善措置が不断に採られ続けていく必要があるように思われる。両者が連動し、訴訟・裁判所利用拡大の好循環を作る必要があり、そのようなサイクルが生まれれば、裁判所の利用も弁護士業務も拡大することが十分に期待できるのではなかろうか。

建設的な制度改革・将来展望のためには、一方に高い理念や理想を掲げつつ、他方で歴史的経験とデータとを踏まえた冷静かつ堅実な現状診断と政策提言も欠かせない。本稿が、限られた射程範囲の中であれ、なおそのようなものたりえているかどうかは、読者の判断に委ねたい。

〔謝辞〕 2名の匿名の査読者の方より、大変有益なコメントを頂いた。紙上にて御礼申し上げたい。

〔付記〕 本研究は、財団法人学術振興野村基金の2009年度の助成を受けた研究成果の一部である。

- 1) 日本弁護士連合会 (2010)。
- 2) 弁護士数は日本弁護士連合会編著 (2009: 44)、国民人口は総務省統計局「人口推計」を利用。
- 3) 日本弁護士連合会編著 (2009: 64) で示された方法に依拠して、筆者が計算した。
- 4) 議論の紹介と評価につき、馬場 (2004) およびそこでの参考文献参照。
- 5) なお日本の弁護士増については、戦前にまで遡るとさらにもう1つの特徴がみられる。図1にも示されているように、日本の弁護士は、1920年代から30年代半ばの短い時期に過激な急増を経験している (その経緯につき、大野 (1970: 92-96) および田中 (1980: 62) 参照)。民主化・都市化・先進国化を経た現代の状況とはかけ離れたこの戦間期の激増が、訴訟利用や裁判所利用にはどのような変化をもたらし、またはもたらさなかったのか、そこに戦後の弁護士人口増の影響との異同はあるか。こういった論点は本稿の問題意識に直結するものでもあり、本来併せて論じられるべきものであるが、紙数の都合上今回は割愛せざるをえず、別稿に譲りたい。
- 6) 本稿における訴訟事件数・調停事件数は、毎年司法統計年報の中の弁護士選任状況を示した表から得たものが多い。そのため特に断らないかぎり既済事件数であり、また手形・小切手訴訟を含まない。
- 7) 近年の Ginsburg & Hoetker (2006) の研究も、より洗練された重回帰分析の手法で同様の影響を分析したものである。詳しくは以下の注16) を参照。
- 8) 訴訟事件については1956年から2009年まで (家裁は2004年の管轄変更に伴うもののみ)、調停事件は1957年から2009年まで。
- 9) 但し1957年～1963年の数値については、この両者の区別がされていなかったため、これを前後関係等から申立人に弁護士代理がついた事件数であると推察し、相手方代理事件数について

は、1964年の数字をもとに推定値を導いて計算した。

- 10) なおこの間、国民人口は9000万人強から1億2700万人強へと4割増加するので、人口比で考えるとこのグラフはもう少しなだらかになるが、全体的な傾向は変わらない。
- 11) 国民所得については、2004年までのものについては、矢野恒太記念会編（2006: 105）掲載の実質国民総所得の値を、その後のものについては、内閣府「国民経済計算年報」（2010年版）掲載のものを用了。
- 12) ちなみにこうした数値は、行政事件や上訴事件を除いた簡裁と地家裁の第一審通常民事訴訟事件のみに限定した場合や、過払い金返還請求訴訟等で訴訟事件数が急増して一種の異常値的な値を示している近年の2007, 8, 9年の3年間を除外しても、大きくは変化せず同傾向であった。
- 13) 近年の特定調停の利用の急増による事件総数増については、多重債務者の場合、個々の債権者ごとに1件とカウントされるので、実際の利用者数より相当水増しされていることは留意されねばならない。それを踏まえても、以上の考察の妥当性は失われまいと考える。
- 14) 弁護士人口増反対論者は、過払い金返還請求は早晚終息し、事件の減少傾向が復活すると主張するが、その当否はこのデータからは不明である。
- 15) 日本弁護士連合会編著（2008: 39-75）は、2000年と2006年とを比較し、弁護士増が訴訟事件率、弁護士選任率の増加につながっておらず、平均訴額も減少傾向にあり、弁護士1人あたりの訴訟事件の訴額（「弁護士1人あたり訴訟需要」）も減少しているとし、弁護士増が予定された裁判利用の活性化をもたらしていない、と示唆する。地裁民事通常訴訟のみを調査対象としている点に限界があるが、そもそもこの「弁護士1人あたり訴訟需要」が低下すること自体、本稿で論じたような視点からは必ずしも否定的に評価されるばかりのものとはいえない。
- 16) 本稿におけると同様に、近年の比較的短期の日本の訴訟利用の変化の要因を探った研究に、Ginsburg & Hoetker（2006）がある。これは1986年から2001年の間の都道府県別の地裁の民事訴訟率の変化の規定要因を、洗練された重回帰分析の手法で探ったものであり、結論として、不況、弁護士増、裁判官増、民事訴訟手続改革の影響が大きく、文化的要因の影響は見いだせないとし、さらに弁護士増の影響よりも裁判官増の影響のほうが大きい、等とするものである。ただし分析対象の時期が弁護士急増期の直前であり、その後の急激な人口増の影響についても同様と評価しうるか必ずしも明らかではない。また裁判官増と訴訟増との相関については、訴訟利用が増えた地域への配転が増えているだけのことではないかとも疑われるので、説明変数として裁判官増を持ち込むことにも疑義なしとしない。より本質的には、II 1で述べたとおり、重回帰分析という手法に固有の問題点があり、文化説の妥当性の検証、というような目的には適合的であっても、弁護士増の影響の具体的ありかた、という本稿の問題意識からすると物足りなさを払拭しえない。
- 17) 家裁移管以前と以後の両方を含む。
- 18) ただしこちらは既済事件（以下同様）で、集計方法の関係で、家裁移管後のものも含む人事訴訟の弁護士代理数と合算したものである。
- 19) これらデータは、最近の司法統計年報では公表されなくなったもの、あるいは元来非公表のものであり、最高裁判所情報政策課に作成・提供頂いたものである。

〔文 献〕

- 馬場健一（2004）「訴訟回避傾向再考——『文化論的説明』へのレクイエム」和田仁孝・樗村志郎・阿部昌樹編『法社会学の可能性』法律文化社、123-146頁。
- Ginsburg, Tom & Glenn Hoetker（2006）"The Unreluctant Litigant? An Empirical Analysis of Japan's Turn to Litigation," 35(1) *The Journal of Legal Studies* 31-59.
- 濱野亮（1999, 2000）「司法改革の定位（一）（二）」立教法学53号101-148頁, 55号172-203頁。
- 林屋礼二（1994）『民事訴訟の比較統計的考察』有斐閣。
- 林屋礼二・菅原郁夫編著（2001）『データムック民事訴訟〔第2版〕』有斐閣。
- ヘイリー, ジョン・O（1978=1978, 1979）「裁判嫌いの神話（上）（下）」（加藤新太郎訳）判例時報902号14-22頁, 907号13-20頁。
- 宮川光治（1992）「あすの弁護士——その理念・人口・養成のシステム」宮川他編『変革の中の弁護士（上）』有斐閣, 1-37頁。
- 日本弁護士連合会（2010）「日弁連の会員」（http://www.nichibenren.or.jp/ja/jfba_info/membership/index.html）2010/11/22アクセス。
- 日本弁護士連合会編著（2008）『弁護士白書2008年版』日本弁護士連合会。
- （2009）『弁護士白書2009年版』日本弁護士連合会。
- 大野正男（1970）「職業史としての弁護士および弁護士団体の歴史」大野正男編『弁護士の団体（講座現代の弁護士2）』日本評論社, 1-122頁。
- Ozaki, Ichiro（2007）"Civil Litigation in Postwar Japan," in D. Choi & K. Rokumoto, eds., *Judicial System Transformation in the Globalizing World: Korea and Japan*, Seoul National University Press 105-136.
- 高橋裕（2006）「消費者信用と裁判所利用——経済動向と政策の作用に焦点を合わせて」林信夫・佐藤岩夫編『広中俊雄先生傘寿記念論集 法の生成と民法の体系』創文社, 295-339頁。
- 田中英夫（1980）「日本におけるアメリカ法研究・アメリカにおける日本法研究」比較法研究42号46-71頁。
- 棚瀬孝雄（1977）「弁護士の地域分布と本人訴訟率（上）（下）」ジュリスト635号80-92頁, 636号120-126頁。
- （1987）『現代社会と弁護士』日本評論社。
- （2001）「訴訟利用と近代化仮説」青山善充他編『新堂幸司先生古希祝賀 民事訴訟法理論の新たな構築 上巻』有斐閣, 287-322頁。
- 谷口安平（1997）「弁護士の需要と供給」日本弁護士連合会編集委員会編『新しい世紀への弁護士像』有斐閣, 67-81頁。
- ヴォルシュレーガー, クリスチャン（1997=2001）「民事訴訟の比較歴史分析——司法統計から見た日本の法文化(1)(2・完)」（佐藤岩夫訳）法学雑誌48巻2号502-540頁, 3号731-776頁。
- 矢野恒太記念会編（2006）『数字でみる日本の100年〔改訂第5版〕』矢野恒太記念会。

（ばば・けんいち 神戸大学教授）